

第15回

コンポスト生産者及び コンポスト生産管理者養成研修

開催案内

日時：平成31年2月26日（火）～2月28日（木）

場所：馬事畜産会館（東京都中央区）

第15回 コンポスト生産者及びコンポスト生産管理者養成研修

開催要領

一般社団法人日本有機資源協会

1. 名称	第15回 コンポスト生産者及びコンポスト生産管理者養成研修
2. 趣旨	<p>国際的に地球温暖化対策や生物多様性保全等、持続可能な循環型社会形成に向けた取組が進められる中で、我が国では「バイオマス活用推進計画」や「バイオマス産業都市」の推進が図れ、未利用資材や生物系廃棄物等のバイオマスを効果的かつ効率的に活用することが課題となっています。</p> <p>バイオマスの活用は、地域を活性化するグリーン産業としても期待されており、地域のバイオマスを総合的かつ効率的に活用するための上記市町村レベルの計画において、その取組が広がっております。策定された構想や計画の多くには、古来より肥料製造方法として行われているコンポスト化を取組として挙げており、今後も持続可能な食料生産に資する良質な肥料を生産する方法として、ますますその重要性からも取組が促進されています。</p> <p>このような状況下、一般社団法人日本有機資源協会（以下、協会）は、バイオマスの有効利用促進と持続可能な循環型社会の構築を目的に人材育成事業をはじめ様々な事業を展開しており、人材育成事業の一環として、コンポスト化施設の業務を執行する「コンポスト生産」に携わる人材の養成研修を今年度も実施いたします。</p> <p>本研修の修了者につきましては、必要な知識と技術を習得したことを認定し、経験が少ない方には「コンポスト生産者」、一定の経験を積んだ方には「コンポスト生産管理者」として研修修了証を交付いたします。</p> <p>また、この認定を受けた方を対象にフォローアップ研修を定期的実施し、その資質の向上に努めるとともに、協会との連携により、優良なコンポストの生産と利用促進に努めていただくこととしております。</p>
3. 研修内容	<p>コンポストの生産技術及び生産管理に関し、必要とする知識及び技術の習得を目的とし、以下の講義、実習、全体討議を行います。＜講義内容詳細は[別表1]参照＞</p> <ol style="list-style-type: none">1) 講義：土壌学、環境保全型農業の推進、コンポスト生産施設の概要と環境対策、肥料取締法等コンポスト関連法規、コンポスト化システムの運転管理、コンポスト利用の現状と利用促進、コンポスト製品の品質管理と利活用における国際的動向、など（一部変更もあります）2) 実習：コンポスト分析診断3) 全体討議：コンポスト化に関する総合討議 <p>なお、研修終了後、別途指示する小論文を所定期日までに提出していただきます。</p>
4. 実施日程	平成31年2月26日（火）～2月28日（木）＜詳細[別表1] [別表2]参照＞
5. 実施場所	馬事畜産会館 2階第3会議室（東京都中央区新川2丁目）
6. 受講資格	<p>「<u>コンポスト生産管理者</u>」を受講する方は[別表3]に掲げる資格を有する者としてします。その資格に満たない者でも、学校教育法に基づく高等学校卒業以上の資格を有する者であれば受講は可能ですが、「<u>コンポスト生産者</u>」となります。なお、「<u>コンポスト生産者</u>」は、その後のフォローアップ研修や経験年数など、協会が有資格と認めた時点で「<u>コンポスト生産管理者</u>」の資格が得られます。</p>

7. 受講者定員	上記6. 受講資格該当者について20名とし、申込受付先着順で定員に達し次第締切ります。ただし、受講者が一定数に満たない場合は開催を中止する場合があります。
8. 受講申込方法	別紙「コンポスト生産者及びコンポスト生産管理者養成研修 受講申込書」に所要事項を記入し、下記期日までに、電子メールまたはFAXで、第13項の協会 事務局まで送付願います。受付完了確認後、第9項記載の受講料請求書をお届けいたしますので、到着後にお振込みをお願いします。 申込期限：平成31年2月19日（火）【催行決定予定日：2月15日（金）】
9. 受講料	本研修の受講料は下記の通りです。受講料の対象となる費用は、聴講料、資料代、（消費税込）とし、宿泊費、食事代、会場までの移動旅費は含みません。なお、費用は前納としますが、特別の理由により、前納が困難のときは、事務局相談のうえ別途指示する方法により納入することができます。 ① 一般社団法人日本有機資源協会会員 参加者1人に付き 60,000円 ② 一般（非会員） 参加者1人に付き 75,000円
10. 受講料 納入方法	受講料は下記口座にお振込み願います。（振込手数料はご負担願います。） 銀行名：三井住友銀行 神田支店（銀行コード：0009/支店コード：219） 種 別：普通預金 口座番号：2036073 口座名義：一般社団法人日本有機資源協会 (イッパンシャダンホウジンニホンユウキシゲンキョウカイ)
11. 研修修了者に対する本研修の効果	①協会が「コンポスト生産者」及び「コンポスト生産管理者」として適格者であると認定し、研修修了証を交付します。 ②「コンポスト生産管理者」として修了した者には、（一社）産業環境管理協会が運用する「エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度」の「認定レベル3」に位置付けされます。（同制度の認定を受けるには別途申請が必要）
12. その他	①研修修了証を交付された者は、その資質を保持し向上するため、研修修了の翌年度を起年として3年を目途に協会が実施する「コンポスト生産管理者フォローアップ研修」に参加し、資格更新をして下さい。 ②本研修修了証を交付された者が、別表3の注2に掲げる欠格条項の各項に該当するに至った場合、その他反社会的行為を行ったことが明らかになったときは認定を取り消します。
13. 本件連絡先	一般社団法人日本有機資源協会 事務局 鈴木、土肥 〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館401号室 TEL：03-3297-5618 / FAX：03-3297-5619 / E-mail： kenshu@jora.jp

[別表1]

第15回 コンポスト生産者及びコンポスト生産管理者養成研修 日程

開催日:平成31年2月26日(火)～2月28日(木)

開催場所:馬事畜産会館(東京都中央区)

	日 時	講 習 内 容	講 師(一部予定)
第 1 日 目	13:00～13:10	受付	
	13:15～13:25	オリエンテーション	
	13:25～13:30	開講にあたって	
	13:30～14:30 (60分)	コンポスト活用による土壌農地の改良(仮題)	農林水産省生産局 農業環境対策課 土壌環境保全班(予定)
	小 休 憩		
	14:40～16:10 (90分)	コンポストの科学ー新しい視点からー	中崎 清彦 東京工業大学大学院 教授
	小 休 憩		
	16:20～17:40 (80分)	コンポスト化装置の運転管理	伊澤 敏彦 NPO 法人環境資源開発研究所 理事
18:00～19:30	交流会		
第 2 日 目	9:10～10:20 (70分)	コンポスト生産施設の環境対策	環境省 水・大気環境局 大気生活環境室 振動騒音係・臭気対策係
	小 休 憩		
	10:30～12:00 (90分)	コンポスト化施設概要	菅原 良 一般社団法人日本有機資源協会 主幹
	昼 食 休 憩		
	13:00～14:20 (80分)	コンポストの評価と認証制度 (食品リサイクル肥料を中心に)	井上 恒久 一般財団法人日本土壌協会 営農推進部
	小 休 憩		
14:30～15:50 (80分)	肥料取締法等コンポスト関連法規	引地 典雄 公益財団法人日本肥糧検定協会 常務理事	
小 休 憩			
16:00～17:20 (80分)	コンポストの施用効果と農地・農産物への影響(仮題)	日高 伸 一般財団法人日本土壌協会 常務理事	
第 3 日 目	9:10～10:40 (90分)	コンポストシステムに関する運営 および経営管理	広瀬 祐 T&P テクニカ 代表 (バイオマス活用アドバイザー)
	小 休 憩		
	10:50～12:10 (80分)	土壌学	牛久保 明邦 東京農業大学 名誉教授 ((一社)日本有機資源協会 会長)
	昼 食 休 憩		
	13:10～15:00 (110分)	コンポストの簡易分析と診断 <実技>	<富士平工業株式会社>
小 休 憩			
15:10～16:10 (60分)	コンポストに関する総合討議	(講師数名)	
16:10～16:15	閉講式		

※ 各講習時間の割り振り、講習内容はいずれも平成30年12月時点の案で、変更する場合がございます。

[別表2]

第15回 コンポスト生産者及びコンポスト生産管理者養成研修 講義概要

番号	講義名(仮題)	概要
1	コンポストを活用した農地土壌の改良(仮題)	コンポストの農地土壌への活用とその影響, 環境保全型農業の推進(農業環境規範, エコファーマー, 有機農業等), 等
2	コンポストの科学—新しい視点から—	コンポスト化技術における物理的・生物化学的反応と出来あがった製品の関係, コンポスト化技術における微生物の役割と機能を工学的観点から解説
3	土壌学	土壌の定義, 地質と土壌, 土層の区分, 土壌の構成, 粘土の分類, 陽イオン交換容量(CEC), 土壌の酸性化, 土壌の緩衝能, リン酸の固定, 土壌有機物と腐植, 等
4	コンポスト化施設概要	コンポスト化の背景, 関係法令, コンポスト化の概要, コンポストの種類と原材料, コンポスト化施設の基本設計, コンポスト化の条件設定, コンポスト化施設の設計, コンポスト化施設の考え方, 等
5	コンポスト化装置の運転管理	コンポスト化装置の維持管理のポイント, 心構えと対策, 理論と実際, コンポスト化とは, 温度管理, 水分管理, 通気管理, 物質収支の考え方, コンポスト製品の品質管理, 人材育成, 等
6	コンポスト化施設の環境対策	コンポスト生産施設環境対策の基本的視点, 臭気対策, 振動・騒音対策, 粉じん対策, 排水対策, 健康安全対策, コンポスト生産の地球環境対策, 等
7	コンポストシステムに関する運営および経営管理	コンポストとは, コンポストの必要性と役割, コンポストの歴史(国内・海外), 農業・食料・環境等の各政策とコンポスト, 世界のコンポスト化施設の事例, コンポストの安全性と品質管理, コンポスト事業のポイント, 今後の展望, 等
8	肥料取締法等コンポスト関連法規	肥料取締法概要, 普通肥料と特殊肥料, コンポスト(たい肥)の取扱い, 汚泥発酵肥料の取扱い, 有機肥料等推奨基準の位置付け, 家畜排せつ物法, 等
9	食品リサイクル肥料の認証制度とコンポストの評価	食品廃棄物の概要, 認証制度構築の考え方, 認証制度の概要, 食品リサイクル肥料の使用基準と使用農産物の加工食品のガイドライン, 食品リサイクル肥料の利用推進, 等
10	コンポストの簡易分析と診断	水分, pH, EC(電気伝導度), C/N比(炭素率), 肥料成分(NPK), 幼植物試験(熱水抽出液による発芽試験, 簡易発芽試験, シードパックを用いた根の伸長試験, 肥料検定法に基づく栽培試験, 簡易栽培試験), 簡易栽培装置, 等
11	コンポストの施用効果と農地・農産物への影響	コンポストの施用, 農地への影響, 農産物への影響, 等
12	コンポストに関する総合討議(話題提供)	講師を交えた質疑応答や意見交換, 等

※ 番号は講義順とは異なります。

※ 概要は、これまでの研修内容を基本としており、当日までに一部が変更される場合がございます。

【別表3】 コンポスト生産者及びコンポスト生産管理者養成研修 受講資格一覧

番号	学 歴 等	実務経験年数※①
1	一般社団法人日本有機資源協会が実施した「バイオマス利活用基礎講座」、「バイオマス利活用総合講座」または「バイオマス活用総合講座」のいずれかを受講し、研修修了考査において所定の成績を得た者及び「バイオマス活用アドバイザー」	学歴等及び実務経験年数ともに不問
2	技術士法(昭和58年法律第25号)第二条第一項に規定する技術士(機械部門、化学部門、資源工学部門、上下水道部門または衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、生物工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る)	実務経験年数不問
3	技術士法第二条第一項に規定する技術士(上記「2」に該当する者を除く)	第2次試験合格後の実務経験年数 1年以上
4	学校教育法に基づく4年制大学の、理学・薬学・工学・農学の課程を履修し、卒業した者	卒業後の実務経験年数 2年以上
5	学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者で、上欄「4」に示す課程を履修しなかった者	卒業後の実務経験年数 3年以上
6	学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者※②	卒業後の実務経験年数 4年以上
7	学校教育法に基づく高等学校を卒業した者 ※③	卒業後の実務経験年数 6年以上
8	学歴不問	実務経験年数 10年以上

注: 1. 上記のいずれにも該当しない(条件を満たさない)者においては、修了時「コンポスト生産者」として認定であることを同意して受講いただきます。

<その後のフォローアップ研修受講等により「コンポスト生産管理者」として認定されることがあります>

注: 2. 表中の※①※②※③は下記の通り

※①コンポスト生産施設の設計・維持管理等の業務又はコンポスト生産管理に従事した期間をいう。

※②短期大学卒業生として、水産大学校、防衛大学校、航空大学校、海上保安大学校、気象大学校、海技大学校、商船高等学校を卒業した者を含む。なお、各種専門学校、専修学校は高等専門学校に該当しない。

※③高等学校卒業生として、大学入学資格検定試験に合格した者を含む。

注3. 欠格条項

次の各項に該当する者はこの研修を受講できない。

- 1) 成年被後見人又は被保佐人
- 2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3) 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分をうけた日から起算して2年を経過しない者
- 4) 法律の規定により登録あるいは免許の取消し、業務の禁止など処分を受け、その処分をうけた日から起算して2年を経過しない者
- 5) 本要綱により登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者